裁 決 書

審査請求人が、平成30年4月3日に提起した処分庁による生活保護法(以下、「法」)第78条第1項に基づく費用徴収決定処分(船福生第〇一〇号。平成30年3月27日付け。以下、「本件処分」)に関する審査請求(船審30-02)について、次のとおり裁決する。

主 文本件審査請求に係る処分を取り消す。

事案の概要

1 経緯

(1) 保護申請

ア 妻による申請

平成28年8月9日、審査請求人(昭和〇年〇月〇日生)の妻B(以下「妻」)は、審査請求人を世帯主とし、妻及び〇歳から〇歳までの審査請求人の子〇人を同一世帯員として、保護の開始申請をした。

その際、妻は、生活保護のしおり、法第61条に基づく収入申告の確認書(以下「収入申告義務確認書」)等を示され、生活保護の趣旨及び法第61条に基づき毎月給与明細書を添付して収入申告書を提出する義務があること等の注意事項について説明を受け、収入申告義務確認書及び収入申告書(以下「本件収入申告書1」)等に、妻本人及び審査請求人の代筆者として、署名、押印して、処分庁に提出した。

本件収入申告書1には、就労収入があること、就労先はCであることが記入されていた。

イ 審査請求人との面談

平成28年8月25日、担当ケースワーカーが、審査請求人宅を訪問し、審査請求人及び妻子と面談し、審査請求人に対して生活保護申請の意思を確認し、生活保護の趣旨及び法第61条に基づき毎月収入を申告する義務があること等の注意事項を説明すると同時に、保護の要否等の判断に必要な事項について聞き取り調査を行った。

ウ 銀行口座取引履歴の取得

平成28年8月25日、処分庁は、Cの給与振込先である審査請求人名義の〇銀行の口座取引履歴及び妻名義の〇銀行の取引履歴を受領した。

エ 同意書の提出

平成28年8月26日までに、審査請求人は、雇主及び銀行等が法第29条による照会に応じて資産及び収入の状況等について処分庁に回答することに同意する書面を作成し、処分庁に対して提出した。

オ 法第29条による照会

平成28年8月24日、処分庁は、審査請求人の就労先であるCに対して、法第29条に基づき収入状況についての資料照会を行い、同月29日に、同社から、平成28年4月分ないし同年8月分の給与明細書並びに日当及び立替交通費等一覧を、同年9月6日に平成28年8月分の日当及び立替交通費等一覧を、受領した。

(2) 生活保護開始決定及び収入認定

ア 就労収入の認定方法

月払いで毎月16日以降に給与を得ている者の収入認定は前月の給与によってするところ、給与明細書が翌月の収入認定の事務処理締切日より後に発行される場合は、いったん前々月分の給与明細書に基づく暫定的な収入認定(以下「仮認定」)を行って保護費を支給し、その後前月の給与明細書に基づく確定的な収入認定(以下「本認定」)を行い、この本認定に基づき、既に支給した保護費との差額の戻入、追給を行っている。

イ 生活保護開始決定及び収入認定

平成28年9月8日、処分庁は、保護の要否等の判断に必要な調査を終え、同年8月19日から生活扶助等を行う旨の生活保護開始決定をすると同時に、(1)エで受領した給与明細等の資料に基づき、下記(ア)、(4)の通り、収入認定を行った。

(ア)は本認定であるが、(イ)は仮認定で、審査請求人から平成28年9月分の給与明細が提出された後に本認定することが予定されていた。

また、基礎控除とは、勤労に伴って必要となる被服、身の回り品、知識・教養の 向上等のための経費、職場交際費等の経常的な経費を控除するもので、勤労意欲の 増進、自立の助長を図ることを目的とし、収入額に応じて予め金額が定められて いる。

(7) 平成28年9月分

下記①及び②は、同年8月19日から31日までの就労に対応するものを合計、 算定したもの。安全協力会費は控除対象とされなかった。

① 収入 〇円 (就労収入)

② 必要経費 計 ○円

a 所得税	〇円	
b 交通費	〇円	
③ 基礎控除		〇円
④ 収入認定額:①-②-③		〇円
(イ) 平成28年10月分		
下記①a及び②は、平成	28年5月分ないし7	月分を平均したもの。
① 収入	計	〇円
a 就労収入	〇円	
b 児童手当	〇円	
② 必要経費	計	〇円
a 所得税	〇円	
b 交通費	〇円	
c 安全協力会費	〇円	
d 振込手数料	〇円	
③ 基礎控除		〇円
④ 収入認定額:①-②-③		〇円

- (3) 保護費の支給状況~平成28年10月分から平成30年1月分まで 処分庁は、(2)イ(イ)の仮認定を変更しないまま、平成28年10月分から平成 30年1月分まで、審査請求人に対して保護費を給付し続けた。
- (4) 指導・申告の状況1~平成28年9月から平成29年6月までの間
 - ア 平成28年9月及び10月

保有自動車の廃棄や妻の入退院について、指導、対応がされた。

イ 平成28年11月ないし平成29年1月

11月4日及び12月2日は訪問時に、平成29年1月11日は電話で、 いずれも妻に対して、口頭で、給与明細書及び収入申告書(以下「給与明細書等」) を提出するよう指導、説明がされた。

- ウ 平成29年2月及び3月 定期訪問、指導が行われなかった。
- エ 平成29年4月及び5月

担当ケースワーカーが交替し、定期訪問は行われたものの、給与明細書等の提出 について指導はなかった。

才平成29年6月

(ア) 処分庁は、審査請求人に対して、6月7日付けで、収入申告書及び資産申告書 の様式、収入申告書及び給与明細書等の提出を求める書面、並びに速やかに収入 申告がされなかったときは法第78条に基づく請求を受けることがある旨を 記載した書面等を送付し、同月30日必着で収入申告書、給与明細書、資産申告 書及び過去3か月の預金通帳の写しを提出するよう求めた。

(4) 平成29年6月29日、妻が市役所生活支援課に来所し、①平成29年6月 28日付け収入申告書(以下「本件収入申告書2」)、②平成28年11月分 ないし平成29年4月分の給与明細書(以下「本件給与明細書1」)、③平成 29年6月29日付け資産申告書(以下「本件資産申告書」)を提出した。

本件収入申告書2には就労収入があること、就労先がCであることが、資産申告書には〇銀行〇店に審査請求人名義の預金口座があることが、それぞれ記載されていた。

担当ケースワーカーは、妻の来所時、定期訪問のために外出中だったが、同日 審査請求人宅を定期訪問した際、妻から、本件収入申告書2等を提出したが給与 明細書の支払額と実際に口座に振り込まれている額が異なるため就労先に問い 合わせていると言われた。

(5) 指導・申告の状況2~平成29年7月以降

担当ケースワーカーは、妻に対して、定期訪問の際、繰り返し、①平成28年9月分及び同年10月分の給与明細書(以下「本件給与明細書2」)、②平成29年5月分以降の給与明細書(以下「本件給与明細書3」)、③①②の収入を申告する収入申告書及び④平成29年6月29日付け資産申告書に添付すべき過去3か月の取引が分かる通帳の写しを提出すること、①②の提出が難しい場合は⑤給与振込先口座の通帳写しを提出してもよいことを伝え、このことを審査請求人にも伝えるよう指導し、これに対し妻は、下記アないしエのとおり述べたが、①ないし⑤はいずれも提出されなかった(以下「本件未申告」)。

ア 平成29年7月20日

給与明細も通帳も、審査請求人が管理しているので確認する。

イ 平成29年8月21日

給与明細については審査請求人に用意するように伝えたが時間がかかるかも しれない、通帳の写しについては通帳が手元に無く再発行が必要だが審査請求人が 日中仕事で銀行に行けない。

ウ 平成29年9月20日

審査請求人に話はしているがどうなっているかよく分からない。

工 平成30年1月23日

未提出の給与明細も過去3か月分の通帳の写しも提出できそう。

(6) 法第29条に基づく照会

平成30年2月22日、処分庁は、Cに対して、法第29条に基づき収入状況についての資料照会を行い、同年3月9日、同社から平成28年9月分から平成29年12月分の給与明細書を受領した。

(7) 法第78条に基づく徴収決定

平成30年3月20日、処分庁は、ケース診断会議において、審査請求人は不正に保護費を受給したもので法第78条第1項が適用されるべきであると判断し、同項に基づき、平成28年10月分から平成30年1月分として支給した保護費合計〇円のうち、合計〇円を不正に受給した費用として徴収することを決定し、平成30年3月27日付け費用徴収決定通知書(以下「本件通知書」)を審査請求人に送付し、同月29日審査請求人に到達した。

(8) 審査請求の提起

審査請求人は、審査庁に対し、平成30年3月30日付け審査請求書(以下「本件審査請求書」)を提出し、同年4月9日に到達、もって本件処分の取消しを求める審査請求が提起された(以下「本件審査請求」)。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 審査請求人は、生活保護開始時及び生活保護受給期間中に、生活支援課の職員から、収入を自主的に申告する義務があることについて説明を受けていない。

Cから、給与支払の状況について処分庁からの照会に回答して良いか確認され、同意し、これによって収入申告が完了したという認識だった。

- (2) 審査請求人は、日中も夜も就労しているため、処分庁の業務時間内に出向いて事情を説明する機会が得られなかったが、妻を通じて、処分庁の担当者に、〇銀行の口座への入金額と給与明細書の支払額が異なり、正確な収入を申告できないことを伝えていた。
- (3) 徴収額を算定するに当たり、就労に伴う交通費等の必要経費が控除されず、給与のすべてが収入と見なされている。審査請求人は、控除について説明を受けておらず、申請の仕方も説明されていない。
- (4) 担当者が変わり、申請時の状況や勤務内容等を本件処分時の担当者が把握しているのか疑問である。
- (5) 審査請求人への聞き取りや説明も無く、一方的な判断により、法第78条第1項を 適用し、費用徴収を決定した。
- (6) 審査請求人は、法第78条第1項に基づく費用徴収決定による全額一括納付に 応じる経済的余裕も支払い能力も無く、健康で文化的な生活水準を維持できない。
- (7) よって、本件処分は、違法又は不当であり、取り消されるべきである。

2 処分庁の主張

- (1) 審査請求人の主張(2)、(4)は認める。
- (2) 審査請求人の主張(1)、(3)、(5)は認めない。
- (3) 審査請求人の主張(6)は知らない。
- (4) 本件未申告は、国からの通知に示されている法第78条の適用基準のうち、「届出 又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずこれに応じない とき」又は「届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、保護の実施機関 又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明を求めたにもかかわらず これに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき」に該当するのだから、「不実の 申請その他不正な手段」(法第78条第1項)に当たり、同項に基づく本件処分は 適法かつ妥当であり、本件審査請求は棄却されるべきである。

理 由

1 検討

(1) 本件における争点

本件審査請求における争点は、以下の5点である。

- ア 生活保護法第78条第1項
- (ア) 不実の申請その他不正な手段
 - a 審査請求人は、法第61条に基づく収入申告義務があること、すなわち自ら 給与明細を添付した収入申告書を提出して収入を届け出なければならないこと を認識していたか(争点1)。
 - b 本件未申告は「不実の申請その他不正な手段」によるものと認められるのか (争点2)。
- (イ) その費用の額の一部又は全部
 - a 徴収金額の決定が適法になされているか(争点3)。
 - b 支払い能力に応じて一部免除していないことは違法か(争点4)。
- イ 行政手続法第14条第1項本文

本件処分通知書は同項の求める理由の提示を欠いた違法なものか(争点5)。

(2) 争点1~収入申告義務があることを認識していたか

ア 検討

この点、平成28年8月19日付け収入申告義務確認書は、妻が代筆者として署名 しているが、この書面について説明を受けたのは妻であり、審査請求人ではなかった ことが明らかで、この書面をもって、審査請求人が法第61条に基づく収入申告義務 を認識していたと認めることはできない。 しかしながら、平成28年8月25日に担当ケースワーカーが審査請求人宅を訪問した際、審査請求人と面談し生活保護制度全般について説明し、法第61条に基づく収入申告義務等も伝えたという処分庁の話は合理的でありこれを覆すような事情は認められない。

また、平成29年6月29日に提出された本件収入申告書2及び本件給与明細書1 は、審査請求人名で、本件審査請求書と同一の印章を用いて作成されている。

イ結論

以上によれば、審査請求人は、遅くとも平成29年6月29日までには、法第61条に基づく収入申告義務、具体的には毎月の給与収入を、給与明細書を提出して処分庁に申告する義務があることを認識していたことが認められる。

- (3) 争点2~「不実の申請その他不正な手段」によるものかア 考え方
 - (ア) 前述のとおり、審査請求人は法第61条に基づく収入申告義務を認識しながら 違反していたことが認められるが、法第78条第1項は、その要件として、「不実 の申請その他不正な手段により保護を受け…た者」と規定しており、法第61条に 違反する事実があったのみでは要件に該当するとはいえず、適用することは できない。

被保護者に未申告の収入がある場合、当該未申告が「不実の申請その他不正な手段」によるものであるときは法第78条第1項により、その費用の額の全部又は一部をその者から徴収できるほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収できる上に、法第85条第1項本文により、3年以下の懲役刑又は100万円以下の罰金刑が法定されている。

これは、不正手段による保護の受給について、当該不正受給額を必要的に徴収することに加え、その4割以下の額を制裁として徴収することができることとし、さらに懲役を含む刑罰を科することにより、保護の不正受給を防止し、生活保護制度が悪用されることを防止しようとする趣旨に出たものと解される。

また、行政実務上は法第78条に基づく徴収対象額の決定に当たっては、法 第63条に基づく返還金と異なり、必要最小限の実費を除き基礎控除などの各種 控除を適用せず、全て徴収の対象とする取扱いがなされている。

(4) 他方、被保護者に未申告の収入がある場合でも、当該未申告が不正手段によるものでないときに関して、法は直接の定めをおいていない。

しかし、これに関し、生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて (平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長 通知)(以下「課長通知2」)等の記載からは、法第63条が受給者に資力がある ことを実施機関が認識しながら扶助費を支給した場合の事後調整についての規定で あることを前提としつつ、受給者に不正受給の意図があったことの立証が困難な 場合は法第63条を適用することとし、そのように運用されていることがうかがわれる。

例えば、課長通知 202には「被保護者に不当に受給しようとする意思がなかったことが立証される場合で、保護の実施機関への届出又は申告をすみやかに行わなかったことについてやむを得ない理由が認められるとき(中略)等は法第 63 条の適用が妥当である」とあり、「生活保護手帳 別冊問答集 2017 (中央法規出版)」問 13-1 は「受給者に不正受給の意図があったことの立証が困難な場合等については返還額についての裁量が可能であることもあって法第 63 条が適用されている」としている。

また、被保護者に未申告の収入があり、そのために支給された保護費が結果的に 過支給となった場合、当該未申告の収入を含めたあらゆるものがその最低限度の 生活の維持のために利用されなければならないという法の理念、すなわち保護の 補足性に反することとなり、ひいては収入のある者とない者との間で不平等が生じ、 無差別平等に健康で文化的な生活水準を維持するという法の理念にも反することと なるから、当該未申告分の収入は、返還されるべきものである。

そうすると、被保護者に未申告の収入があり、過支給となった保護がある場合で、 法第78条第1項が適用されないときには、法第63条を適用し、その返還を 求めるべきものである。

(ウ) 法第78条第1項の趣旨は、保護の不正受給を防止し、生活保護制度が悪用されることを防止しようとすることにあり、同項が適用されると、当該不正受給額が必要的に徴収される上、その4割以下の額が制裁として徴収され得るうえ、犯罪として懲役刑が科される可能性もあり、行政実務上は基礎控除等の控除が適用されず最低限の実費以外は全て徴収の対象とされている。

他方、法第63条は「その受けた保護金品に相当する金額の範囲内で保護の実施機関の定める額」の返還で足り、裁量により、当該未申告分の収入の一部の返還で足りるものとされている。

このような法第78条1項の趣旨、同項と法第63条の要件及び効果の差異、法第78条第1項の要件と刑罰法規である法第85条第1項本文の構成要件とが同一文言によって規定されていることからすれば、法第78条第1項は、被保護者の収入未申告等の行為が、生活保護制度の悪用と評価できる行為にのみ適用すべきであり、そうでない場合には、法第63条を適用すべきものと解するのが相当である。

(エ) 生活保護行政を適正に運営するための手引きについて(平成18年3月30日 社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)(以下「課長 通知1」)のIV3(2) ウは「法第78条によることが妥当であると考えられる もの」として、課長通知2の2は「法第78条の条項を適用する際の基準」として、 いずれも同じく、次のaないしdを示している。

- a 届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずそれに 応じなかったとき
- b 届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき
- c 届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、保護の実施機関又は その職員が届出又は申告の内容等の不審について説明を求めたにもかかわらず これに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき
- d 保護の実施機関の課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書等の 内容が虚偽であることが判明したとき

そして、被保護者の収入申告懈怠等の行為が前記(\mathfrak{h})のように評価できる行為か否かは、 \mathfrak{h} 、 \mathfrak{c} のように、行為そのものが持つ不正な性質が明確で、前記(\mathfrak{h})のとおりの評価が直ちにできる行為がある一方で、 \mathfrak{a} 、 \mathfrak{d} のように、行為そのものが持つ不正な性質が明確とはいえないものについては、当該行為が行われた際の具体的な状況や、行為者の目的等の主観的事情をも判断要素として考慮に入れて、当該行為が法第78条第1項を適用すべき生活保護制度の悪用と評価できる行為といえるかどうかを客観的に判断すべきである。

イ 検討

(ア) 本件給与明細書1は任意に提出されているのだから、法第78条第1項を適用する余地が無く、平成28年12月分ないし平成29年5月分の保護費の過支給分に法第78条第1項を適用した点は、検討するまでもなく明らかに違法である。

そこで、以下、本件未申告が処分庁主張の前記ア(エ) a 又は同 c に該当するか、すなわち平成28年10月分、同年11月分及び平成29年6月分ないし平成30年1月分の保護費の過支給分に法第78条第1項を適用した点の適法性を検討する。

(1) a について

確かに審査請求人には提出すべき給与明細書等を提出していないという客観的 事実については認識があったものの、a は行為そのものが持つ不正な性質が明確で ないところ、本件では、以下の①ないし⑧の事情が認められる。

- ① 審査請求人及び妻は、保護申請時から一貫して、処分庁に対して、Cから就労 収入を得ていることを申告している。
- ② 処分庁はCからの給与が振り込まれる銀行口座の取引履歴を受領し、審査請求 人自ら処分庁に対して当該口座を申告している。
- ③ 審査請求人は、雇主及び銀行等が法第29条第1項に基づく調査に応じて収入の状況等について回答することに同意する書面を処分庁に提出している。
- ④ 本件給与明細書2及び同3を提出することにより明らかになる収入が、任意 提出された本件給与明細書1によって認定される収入に比べて特別多額である とは認められない。

- ⑤ 本件給与明細書2の発行時期である平成28年9月、10月当時は、保護が開始した直後で、保有自動車の廃棄や妻の入退院の対応に追われ、給与明細書等の提出については担当ケースワーカーも審査請求人も十分な指導、理解がされていたとは認められない。
- ⑥ 平成29年2月及び3月にはケースワーカーによる定期訪問が実施されておらず、ケースワーカーの交替もあって6月に至るまで、給与明細書等の提出について指導がされていない。
- ⑦ 審査請求人は就労により不在で、平成28年8月25日以外はケースワーカー と面談できなかったが、文書で収入申告を求められた際は定められた期限までに、 本件給与明細書1を提出している。
- ⑧ 給与明細書記載の支払金額と銀行口座への振込金額が一致しない、審査請求人が日中稼働中で銀行での手続きが困難という妻の説明は、銀行口座取引履歴、 給与明細における支給額及び労働日数等の客観的な証拠と整合すると同時に、 合理性が認められる。
- ⑨ 審査請求人の世帯員は、同居する妻及び○歳から○歳までの○人の子である。 収入を隠蔽し不正に保護費を受給しようとする者が①ないし③のような行為を するとは考え難い。また、審査請求人にはあえて本件給与明細書2及び同3等の 提出を拒む動機が見当たらない(④)。確かに、審査請求人の規範意識の薄さは否定 できないものの、平成28年10月分及び11月分の給与明細書の未提出について はケースワーカーによる指導が不足していたことが一因となっていることが 伺われる上、審査請求人は労働日数が多く、多子世帯かつ核家族であり、審査請求 人に帰責すべきでない世帯の事情が本件未申告の一因になっていると解する余地 がある(⑤ないし⑨)。

よって、本件未申告については、生活保護制度の悪用と評価することはできず、 法第78条第1項を適用することはできない。

(ウ) cについて

本件給与明細書2の提出を指導したことをもって「申告の内容等の不審について説明を求めた」に当たるとすることは、本来の語義を超える、独自の解釈であり、認めることはできない。不審とは「うたがわしいこと」(新村出編「広辞苑第7版」岩波書店参照)であり、本件において審査請求人がCから毎月収入を得ていることは処分庁に明らかで、「うたがわしいこと」ではない。よって、cには当たらない。

ウ 結論

以上により、①申告が任意になされている平成28年12月分ないし平成29年5月分の保護費の過支給分はもちろん、②その他の期間の過支給分も、法第78条第1項を適用すべき行為が認められず、結局、本件処分は、法第63条に基づく費用返還請求によって処理されるべきであったところを法第78条第1項に基づいて

された点において違法なものというべきである。

(4) 争点3~徴収金額の決定が適法になされているか

ア 考え方

法第78条第1項に基づく費用徴収の処分は、金銭の額を確定するものとして 行政手続法第13条第1項の適用除外と解され(同条第2項第4号)、処分庁に 聴聞や弁明の機会を設ける義務はないため、徴収金額の決定に当たって被処分者に 弁明させなくても同条第1項に反する違法は認められない。

しかし、被保護者に不利益が大きい処分であることからすれば、適用は慎重でなければならず、ケース診断会議を経るなど内部的手続を慎重に行った上で、合理的な根拠に基づき徴収金額を決定すべきである。

具体的には、収入や交通費等の必要経費の認定は、被処分者に申請を求める義務が一律にあるものではなく一義的には給与支払者等から取得した資料に基づく認定で足りるものの、徴収金額の根拠となるものだから、当該資料のみで合理的な認定が困難な場合は必要に応じて給与支払者や被処分者に対して追加の資料、説明を求めるなどして認定すべきである。

イ 検討

本件においては、給与明細書の支払額と実際に口座に振り込まれている額が 異なり、給与明細書のみでは、合理的な認定が困難である。

また、平成28年10月分の収入認定において、処分庁は、所得税、交通費、 安全協力会費及び振込手数料を必要経費として控除し、この内交通費については、 給与明細書に加えて立替交通費総額等の一覧を取り寄せ、立替交通費総額から給与 明細書の交通費欄記載の金額を引いた金額を、審査請求人負担の交通費と認定した (以下「平成28年10月分認定」)。

しかし、本件処分においては、立替交通費総額等の一覧を取り寄せず、給与明細書の交通費欄に記載されている金額をそのまま審査請求人負担の交通費として認定した。ケース診断会議においても、平成28年10月分認定と異なった考え方で処理をすることの是非が議論されておらず、そもそも異なる処理をしようとしていることの認識があったのか疑わしい。

ウ結論

処分庁は、給与明細書に不合理な点があるにもかかわらずその理由を確認しなかった上、交通費の認定に必要な資料の収集や支払者に対する調査、確認を怠って、明らかに不合理な金額を審査請求人負担の交通費として認定して、徴収額を決定しており、違法である。

(5) 争点 4 ~ 支払い能力に応じて一部免除していないことは違法か ア 考え方

法第78条に基づく費用の徴収は、いわば損害追徴としての性格のものであり、法第63条や法第77条に基づく費用の返還や徴収の場合と異なり、保護の実施機関として額を定めるものではなく、その徴収額の決定に当たり、相手方の資力(徴収に応ずる能力)が考慮されるというものではなく、決定された費用徴収について、徴収の猶予を行うかあるいは最終的に徴収の免除を行うかどうかということも、地方公共団体の徴収債権についての地方自治法その他による一般的な取扱いにより処理されるべきで、生活保護法には何ら規定がないものであるとされている。(課長通知1IV4費用徴収方法(1)不正受給額の確定参照)

他方、法第63条に基づく費用返還請求については、全額を返還対象とすること によって当該保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、自立更生費 等として返還額から控除して差し支えないとされている。

イ 結論

法第78条第1項に基づく費用徴収において、審査請求人の支払い能力を考慮しないことは違法でも不当でもないが、前述の通り本件は法第78条第1項に基づく費用徴収によるべきではなく、法第63条に基づく費用返還によるべきであり、同条に基づく費用返還においては、自立が著しく阻害されると認められる場合は返還額から控除できるので、この点について検討されていない本件処分は違法である。

- (6) 争点 5 ~本件処分通知書は理由の提示を欠いた違法なものか ア 考え方
 - (7) 不利益処分をする場合にはその名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならず(行政手続法第14条第1項本文)、一級建築士免許取消処分にかかる最高裁平成23年6月7日判決(民集65巻4号2081頁)は、「行政手続法14条1項本文が、不利益処分をする場合に同時にその理由を名宛人に示さなければならないとしているのは、名宛人に直接に義務を課し又はその権利を制限するという不利益処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせてその不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解される。そして、同項本文に基づいてどの程度の理由を提示すべきかは、上記のような同項本文の趣旨に照らし、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべきである」としている。
 - (4) 生活保護行政においては、前述のとおり、被保護者に未申告の収入があり、 過支給となった保護がある場合、法第78条第1項が適用されないときには、

法第63条を適用し、その徴収または返還請求を行っている。

本件処分は法第78条第1項が適用されており、同項が「不実の申請その他不正な手段」により保護を受けたことを要件としていること、地方自治法第245条の9の処理基準であるか否かは議論の余地があるとしても法第78条第1項を適用する際のよるべき基準として課長通知1等が公にされていること、判断の慎重と合理性の担保及び不服申立ての便宜という行政手続法第14条第1項本文の趣旨に照らせば、少なくとも法第78条第1項及び当該通知等に沿って、処分の理由となった事実及び返還対象額の根拠が示されていなければならないと解される。

イ 検討

本件処分通知書には、「1費用徴収金額 〇円 2理由及び算定基礎 平成28年9月から平成29年12月にCから給与を受領したため」との記載しかなく、どのような事実をもって「不実の申請その他不正な手段」と判断したのか、当該徴収金額の算定の基礎となった収入、控除対象となった費目及び金額並びに算定方法について何ら明らかにされていない。

そもそも行政手続法第14条第1項本文の趣旨は行政庁の判断の慎重と合理性を 担保してその恣意を抑制することにあり、本件処分においては処分庁の判断に 慎重さ、合理性が欠けている面があると言わざるを得ず、その結果として取り消す べき違法な処分がなされており、理由提示の不備がその一因となったことも否定 できない。

ウ結論

本件処分は行政手続法第14条第1項本文の定める理由の提示の要件を欠いた 違法な処分である。

2 総括

以上によれば、本件処分は、①法第63条に基づく費用返還請求によって処理されるべきところ法第78条第1項に基づいてされ、自立更生費の控除も検討されていないこと、②収入、交通費の算定に合理的な根拠が無く、額の決定を誤っていること、③行政手続法第14条第1項本文が求める理由提示がされていないことから違法であり、取り消されるべきである。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条 第1項の規定により、本件処分は取り消されるべきであり、主文のとおり裁決する。

> 平成30年8月23日 審査庁 船橋市長 松 戸 徹